

指 名 競 争 入 札（ 建 設 工 事 ） 入 札 条 件

1. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 入札書記載価格は、自己の見積った金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 契約金額は、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる）とする。
- (4) 入札書を提出するときは、数量、単価、金額等の発注者が求めた内訳を記載した工事費内訳書を添付すること。
なお、電子入札に添付する工事費内訳書は、押印を省略することができる。
- (5) やむを得ない事由があると市長が認めた場合に限り、紙入札を認めるものとする。
この場合、紙入札参加届出書を提出すること。
- (6) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。立ち会う場合は、開札日時の前日17時までに契約検査課に連絡すること。

2. 無効の入札

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。なお、提出した入札書は、撤回、訂正等を行うことができない。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した場合
- (2) 入札について不正の行為があった場合
- (3) 指定の日時までに入札書が到達しない場合
- (4) 紙入札の場合で、金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合
- (5) 紙入札の場合で、同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した場合
- (6) 同一事項の入札について電子入札及び紙入札による入札をした場合
- (7) ほかの代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした場合
- (8) 必要な届出をせずに紙入札をした場合
- (9) 紙入札の場合で、入札書の内容の表示を改ざんし、又は訂正した場合
- (10) 予定価格を超える金額の入札をした場合
- (11) 内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の内容が金額と相違する場合
- (12) 内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の提出がない場合
- (13) いかなる者によってされたかを問わず、不正な手段により入札内容が改ざんされたことが認められた場合
- (14) その他入札の条件に違反した場合

3. 設計図書等

設計図書等の閲覧は、入札情報サービス（P P I）によるインターネット上に掲載することで行う。

発注者が認めた場合に限り、発注担当課窓口もしくは電磁的記録媒体により閲覧または貸出できるものとする。

4. 入札の辞退

当該入札を辞退する場合、入札書提出締切予定日時までに電子入札システムにより辞退処理を行うこと。紙入札を認められた者にあつては、牛久市競争入札参加者心得第10条に規定する入札辞退届を入札書提出締切予定日時までに牛久市総務部契約検査課に郵送又は持参により書面にて提出すること。いずれの場合においても入札書提出予定日時までに到達していないものは無効として取り扱う。

5. 入札執行の取り止め

入札参加者が2者に満たないときは、開札の執行を取り止める。

6. 落札決定の方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格の入札者とする。
- (2) 最低の価格となるべき同一金額の入札をした者は二人以上あるときは、電子入札システムによる「くじ」により落札者を決定する。

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 設計金額が500万円（税込み）以上の案件において要する。
該当案件の落札者は、契約金額の10分の1以上の金額を納付すること。
ただし、利付国債の提供又は金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

8. 支払条件

- (1) 設計金額200万円（税込み）～500万円（税込み）未満
 - ・前金払いなし、完了後一括払い

(2) 設計金額が500万円（税込み）以上

- ・ 前金払い（当該契約金額の40%以内）

- 中間前金払い（同20%以内）

- 完了後一括払い

(3) 部分払について設定する場合は、(1) (2) の支払条件に関わらず別に指示する。

9. その他

(1) 地方自治法、同施行令、牛久市契約規則、牛久市電子入札の実施に関する告示等の契約関係条項を遵守し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。

(2) 入札にあたっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。